

## 多治見市告示第 216 号

是正請求事案（公文書部分公開決定に係る異議申立て（企業誘致課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成 21 年条例第 42 号）第 37 条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成 22 年規則第 28 号）第 22 条の規定の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成 23 年 9 月 15 日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 公文書部分公開決定に係る異議申立て（企業誘致課）事案
- 2 答 申 日 平成 23 年 9 月 15 日
- 3 結 論 公文書部分公開決定に係る異議申立て事案については、非公開とされた部分のうち、印影部分以外の部分を公開すべきであるとする。
- 4 事案概要 是正請求人は、平成 23 年 4 月 13 日に多治見市役所経済部企業誘致課（以下「行為庁」という。）に対し、多治見山吹テクノパークの造成に要した経費（土地の取得代を含む。）とトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という。）への売却価格が分かる資料の公文書公開請求を行った。  
  
行為庁は、公開請求対象文書として「多治見山吹テクノパークの分譲価格について（協議）」（以下「協議書」という。）及び「山吹テクノパーク想定事業費（事業期間 平成 20 年度～平成 23 年度）」（以下「想定事業費文書」という。）を特定し、協議書については分譲価格部分及び印影部分を、想定事業費文書については想定事業費の部分を多治見市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 2 項第

2号（法人の競争上の地位等が明らかに損なわれるもの。以下「法人地位情報」という。）及び同項第5号（市の事務事業の執行に著しい支障を及ぼすもの。以下「事務事業執行情報」という。）に該当するとして非公開とする部分公開決定を行い、その旨を同月25日付けで是正請求人に通知した。

これに対し、是正請求人は、非公開とされた部分のうち印影部分以外の部分（以下「本件非公開部分」という。）について、市民としては是非知りたい情報であるし、公開によってトヨタの利益が損なわれるとは到底考えられないとして、異議申立てを行ったものである。

## 5 審査会の判断 【本事案における背景】

市は、多治見市山吹町地内において、多治見山吹テクノパークの名称で企業誘致を進めてきており、平成22年10月にトヨタが当該地への進出を決定したところである。

市は、当該地における企業誘致については、岐阜県土地開発公社（以下「県公社」という。）に用地取得、造成、進出企業への販売を依頼して進めているところであり、市は、事業実施の依頼に当たり、県公社に対し、総事業費見込額である40億円の債務保証を行っているものの、委託した事業に関しては、法的には当事者ではない。

なお、市はこれまで、多治見山吹テクノパークの整備等に要する費用と土地分譲価格は概ね同額となる旨の説明を公に行っており、協議書の分譲価格と想定事業費文書の想定事業費とは、実質上、同じものとなる。

### （1） 本件非公開部分は、法人地位情報に該当するか否か

行為庁は、その弁明書において、事業費の開示はトヨタの法人地位情報に当たり、同社の正当な利益が損なわれると認められるとともに、トヨタが非公開の意思を示していると主張して

おり、審理員（多治見市是正請求手続条例の規定により、審理手続を行うものをいう。）もその意見書において、正当な利益が明らかに損なわれるかどうかの判断は、実質的にトヨタの判断に依るとしている。

また、行為庁からトヨタに対し、本件非公開部分の公開の適否について照会したところ、非開示を希望する旨の文書が提出された。

しかし、正当な利益が損なわれるとするためには、ある程度、客観的、具体的な理由が必要となるものであり、行為庁のいうこれまでのトヨタとの信頼関係の維持やトヨタ側が非開示を希望するからという理由のみをもって、非開示とすることはできないものとする。

（２） 本件非公開部分は、事務事業執行情報に該当するか否か

意見書では、土地取得価格非公開を希望するトヨタの意向に反することによるトヨタとの関係悪化、及びこうした行為が今後の市の企業誘致活動に不利益になる可能性を考慮し、事務事業執行情報に当たる（「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなもの」に該当）としているが、企業は、地方公共団体に関係する事業を展開する場合、当該企業に関する情報は、公文書として常に情報公開の対象となり得る点に留意すべきものであり、一般的な企業との関係悪化の可能性、今後の企業との信頼関係の維持という点のみをもって、事務事業執行情報に当たるとすることはできないものとする。

なお、事務事業執行情報については、当該事業が進捗中である場合には、慎重な取扱いが必要となってくるが、本事案においては、県公社による土地の造成及び県公社とトヨタとの売買契約の締結をもって当該事業完了とする見方と、市の企業誘致という観点からトヨタの操業開始をもって完了とする見方が考えられる。この点、本件非公開部分は、分譲価格と想定事業

費に関するものであること踏まえると、県公社による土地の造成及び県公社とトヨタとの売買契約の締結をもって当該事業の完了とするのが適当であると考ええる。

そのため、県公社による土地の造成はすでに終了し、平成 23 年 4 月 11 日に売買契約が締結されていることから、現時点において、事務事業執行情報には該当しないものと考ええる。

また、是正請求人は、岐阜県及び県公社に対し、当市に対する情報公開請求と同趣旨の情報公開請求を行っており、その結果、岐阜県及び県公社から、トヨタと県公社との売買契約書の写し及び造成費に関する情報がすでに開示されている。本件非公開部分の情報は、その額が未確定なものであるのに対し、岐阜県及び県公社から開示された情報は、額が確定したものであるなど、本件非公開部分の情報に比べ、より正確なものである。この点からも、現時点においては、本件非公開部分は、非公開に当たらないものと考ええる。